

意見陳述

加藤 誠二

1 私は、このような窃盗事件なるものについては、まったく身に覚えがなく、事実無根です。

警察は、私が管理者用の文書が無断で持ち出したとしています。この文書が、私の所属しているJR東海労働組合（以下、JR東海労という。）の本部ホームページに掲載されたことから、私が犯人に仕立て上げられたようです。しかしこの文書は、平成19年1月20日頃、私の所属しているJR東海労本部事務所に「匿名」で送られてきたもので、私には全く身に覚えのないことです。

2 平成19年7月13日、私は蒲郡駅で泊まり勤務を終え帰宅しようとしていると、山口蒲郡駅長から「警察が話を聞きたいと言っているので、会議室まで来てください。」と言われ、蒲郡駅会議室に出向きました。警察の趣旨は、「平成19年1月に蒲郡駅で発生したとされる窃盗事件の被疑者として任意に話を聞きたい。」というものでした。任意という意味がわからないまま、私は蒲郡署まで連れて行かれ任意の事情聴取を受けました。その後、私が事情聴取を終え蒲郡署から帰ろうとしていると、今度は東海旅客鉄道株式会社（以下、JR東海という。）の東海鉄道事業本部運輸営業部管理課戸塚課長代理と山口蒲郡駅長から署内で就業制限通知書を通知されました。JR東海は、私が事情聴取を受けること、蒲郡署まで連行されることを事前に知っていて、用意周到に通知書を準備していたと言わざるを得ません。就業制限の理由は、私が、平成19年1月15日から16日にかけての深夜、蒲郡駅で発生したとされる窃盗事件の犯人であり、懲戒処分をするので、それまでの間就業を制限するというものです。私は、平成19年8月10日JR東海を相手に就業制限が無効であることの確認を求める裁判を起しました。

3 その後、愛知県警公安3課は、平成19年8月3日4回目の任意の事情聴取をした後、8月30日に私を検察庁に書類送検しました。

しかし、JR東海は、経過措置といいながら、2ヶ月を過ぎても就業制限措置を解除せず、何の音沙汰もありませんでした。

そのような中で、突如JR東海は、9月19日に、「1月15日の件について事情聴取をする。」と私をJR東海太閤ビルに呼び出しました。JR東海の事情聴取は、「当日の夜1人勤務時間帯の状況について時系列等報告書を書きなさい。」「あなたが窃取したと会社は断定している。」「あなたがやったんだな。」というように、私が犯罪を犯したという前提の事情聴取をおこなったため、私は「書類送検されており、裁判にも訴えているからいまさら話すことはありません。」と約10分で席を立ちました。その時私は、この事情聴取は、処分を出すためのアリバイ的な行為で、何を言ってもすでに処分をすることを決めていると直感しました。

そして、9月27日懲戒解雇を通告されました。事由は、『平成19年1月15日から1月16日にかけての深夜の勤務時間中に、勤務箇所の管理者の占有管理にかかる内部文書を窃取した行為は社員として著しく不都合な行為である。よって、就業規則第140条及び同第141条により懲戒解雇する。』というものでした。

同日、私の代理人弁護士から検察庁に確認を行うと、「現在記録を検討しているところですよ。」とこれから調べるといふものでした。

JR東海は、平成19年4月から蒲郡駅にわざわざ国労組合員を出向先から転勤させ、1名増員しました。そして、私の7月勤務の後半は、JR東海の告訴を受けてほとんどを日勤勤務としていました。私をなんとしても懲戒解雇するために実に用意周到に準備をしてきたことが分かります。JR東海は、警察が私を逮捕するものと思い込んでいて、逮捕されたら私を懲戒解雇をしようと考えていたに違いありません。ところが、私が取調に対して断固たる姿勢を続けたため、警察は私を逮捕することはできませんでした。そのため会社は、処分を出すこともできず、「就業制限」なるものを2ヶ月半も続けてきたのです。

しかし、私がJR東海を訴えた民事裁判の日が近づいたため、私の逮捕・起訴を待つことなく処分に踏み切ったのだと思います。

このようにJR東海は、私を平成19年1月15日から16日にかけて蒲郡駅で発生したとされる窃盗事件の犯人に仕立て上げ、刑事告訴をしたのです。このことにより私が「被疑者」であり、JR東海が「犯人」と断定し、懲戒解雇処分の理由としているようですが、私は、同窃盗事件とは全く無関係です。

その後、名古屋地方検察庁は、平成19年12月18日任意の事情聴取をするために私を呼び出しました。そして、「黙秘の人定調書と状況調書」を作成しました。1月上旬に弁護士から検察庁に問い合わせしたところ、いまだ検討しているということでした。

しかし、3月10日朝日新聞夕刊に「JR東海労組事件 幹部、一両日中に起訴」「窃盗罪、地検、黙秘を重視」という見出しで私が起訴されるという新聞記事が出されました。3月12日、弁護士を通じて名古屋地方検察庁に確認しましたが、地検の回答は、「誤報です。その様な事はありません。」というものでした。

そして、3月13日朝日新聞社へ抗議と記事について電話で確認しました。

①起訴と書かれてあるがその様な事実は何に基づくものか。②黙秘権を否定するのか。③情報源は何処で誰がこの記事を書いたのか。について確認しました。

これらについて朝日新聞社の回答は、「複数の取材先で確認をしている。地検が起訴方針を固めたことを報じたもので、時期については断定的な書き方をしていない。」「起訴の方針を固めた根拠のひとつとして、黙秘を取り上げているのであって、黙秘権を否定するものではない。」「情報源は、答えられない。」というものでした。

これは、名古屋地検の動きが遅いため、国家公安委員であるJR東海葛西会長から圧力がかったと思われれます。かつて戦争に突入していく過程で、言論の統制や新聞社なども戦争政策に利用されていった歴史を見れば、今回の朝日新聞社の「一両日中に起訴」

という一方的な新聞記事掲載の動きは、会社・権力・マスコミ（朝日新聞社）と一体になった政治弾圧であり、平和・人権・民主主義を守り広める団体・組織への攻撃であると思います。その後の3月18日、名古屋地方検察庁で第2回の任意の事情聴取をした後、3月19日に私を在宅起訴しました。

4 なぜ、JR東海は私を犯人にして懲戒解雇をしたのでしょうか。

JR東海が窃取されたという文書は、JR東海が社員を会社の意のままに管理統制するためのマニュアルを定めた秘密文書で不当な文書です。このマニュアルには、『主任レポート』と『時系列等報告書』の提出を拒否した社員に対する管理者の対応が書かれており、何が何でも強制的に書かせ、ノルマと責任の所在を押しつける不当な文書で、社会的にも責任のある立場のJR東海が、不当な社員管理をしている「社内の恥部」が書かれていました。これが組合によって暴露されてしまったことにより、JR東海に向けられる社会的非難の目をそらすために、JR東海労役員であり、窃盗犯人とデッチ上げる条件がある私を愛知県警に告訴したと思います。

5 愛知県警は、この告訴を通じてJR東海労を犯罪者集団であり、JR総連傘下の労働組合はとんでもない組織とキャンペーンする材料として利用するために、これを刑事事件化したのだと思います。それは、この間のJR東海・警察の動きを見ればわかります。

JR東海は、JR東海労結成以後、JR東海労をことごとく敵視し、陰に陽に、その活動を妨害するとともに、JR東海労組合員に対し、JR東海労の組合員であることを実質的な理由とした他労組員と差別した不利益扱いや、些細なことがらを理由とした不当処分の濫発等を繰り返し、そのような攻撃をも活用しながらJR東海労の組織弱体化を図ってきました。これに対しJR東海労は、労働委員会への申立や裁判所への提訴などを行い、JR東海の不当性を訴えてきました。その結果、労働委員会や裁判所から数多くの救済命令や会社へ損害賠償を命じる決定・判決を勝ち得てきました。

これらからしても、JR東海が、JR東海労に対し、日常的に、いかに、差別的扱いをし、処分を濫発してきたかということが浮かび上がるものです。

公安警察もまた一貫してJR総連およびその傘下の組合に対して破壊のための攻撃を執拗につづけてきました。

たとえば、2002年11月、JR総連傘下のJR東労組組合員7名を、同労組員の1人に対し、組合からの脱退および退職を強要したとして強要罪で逮捕し、被疑者宅のみならず、組合事務所など多数箇所を捜索し、膨大な量の組合資料などを押収し、これを革マル派組合員による強要事件として大々的にキャンペーンしました。（浦和電車区事件）そして、本件窃盗事件の家宅捜索は、7月17日浦和電車区事件の第1審判決7月13日前段であり、マスコミを動員して大々的にキャンペーン行っていることでも明らかです。

また、私のことを申し上げれば、私は、昭和56年4月1日、日本国有鉄道に採用され、その後、昭和62年4月1日、日本国有鉄道の分割民営化によりJR東海に採用されました。私は、高校卒の資格でしたが、国鉄分割民営化の過程で仕事ぶりを評価され

東海鉄道事業本部運輸部管理課に配属されました。一般的に管理部門の非現業職場で働くことは、同期生と比較すれば出世に一步踏み出すものでした。そして当時私は、会社と労使協調であった東海旅客鉄道労働組合に所属していました。

しかし会社は、労務政策を転換し、御用組合化するために、会社に批判的な組合員の行動を監視、職場における上下関係を活用して社員を「会社派」にくみするように仕向けてきました。そして会社は、名古屋駅会議室へ勤務時間前の非現業社員を強制的に招集し、「今後色々な動きがあるが、惑わされることなく業務に邁進しなさい。」とJR東海労への加入を阻止するための会社圧力を掛けられました。そしてその状況を非現業の立場で私は見ていましたし、そういう意味では、「また組合が分裂させられ、少数派になるのか。」「自分自身の考えを押し殺すことは出来ない。」「まだ30歳前でなんとかなる。」と思い平成3年8月頃退職届を上司に提出しました。しかしながら、私は鉄道がいやで辞めるわけではありません。会社の労務政策が悪いのに、その場から逃げようと思っていたのです。

そのような中で、同僚達が送別の意味でスナックに誘ってくれました。その同僚の中に、山口蒲郡駅長もいました。ここで何もないければ既に退職しており、私はこの場所にいません。

しかし、幹事は参加者全員の会費も徴収せず、領収書をもらっているではありませんか。問いつめると「上司からの命令で、退職に当たって問題ないか様子を探れ。」というものでした。ようするに、この飲み会は、私がJR東海を退職するにあたって、会社への不満や悪口など本音の気持ちを聞き出すために会社業務として設定されていたということです。私はこのとき、「JR東海は、ここまでやるのか。」と思いましたし、会社のやり方に憤りを感じました。ですから翌日退職を取り消し、その後遅れてJR東海労に加入しました。この行動は、国鉄改革の精神を裏切ったJR東海の思いのままにさせてはいけないという思いでありました。その結果、私のJR東海での昇進・昇格や会社からの圧力など不利益を引き出し、ひいては非現業にいられなくなる立場になることも想定しました。しかし、これではいけないと思う自分の思いを通すためには、会社に立ち向かうということでした。

その後、上司である佐藤課長代理から、「非現業にJR東海労の組合員は置けない。」と言われ平成4年12月2日付けで豊橋駅（営業指導係）に転勤させられました。

これはJR東海が、私が非現業にいると会社内部情報を知られてしまうことを恐れておこなった転勤発令だと思いました。

その後豊橋駅に約6年いましたが、職場の若手ユニオン組合員のロッカーにJR東海労の組合情報を配布したところ、桑原首席助役に呼び出され、「職場内での組合活動は認めない。」といわれ、2ヶ月後の平成11年3月1日付けで若手社員のいない二川駅（営業指導係）に転勤させられました。

これは、JR東海ユニオン組合員の若手組合員とJR東海労組合員との接点をつくらせず、JR東海労組織拡大を恐れた転勤であるといえます。

その後、二川駅が委託化になったため、平成 15 年 4 月 1 日付けで蒲郡駅（営業指導係）に転勤となりましたが、今回の一件で不当にも平成 19 年 9 月 27 日懲戒解雇されました。この様に、会社・警察は隙あらば私に対してもおとしめようとしていたと思います。

- 6 以上のとおり、私は、無関係な窃盗事件をデッチ上げられ、懲戒解雇処分も受け、著しい人権侵害と多大の不利益を受けています。

よって、J R 東海の J R 東海労に対する一貫した姿勢や公安警察の実態などを十分に理解し、把握することなしには本件の真相に迫ることはできません。

裁判所に、先入観を持たず、公正かつ公平な審理と証拠の真摯な検討を強く要望し、本件の無実を訴えます。

以上